

本ライセンス契約は Process, Power & Marine を事業名とする **Intergraph Corporation**（「甲」）と、以下に定義される乙との間で締結され、ライセンシーがライセンスを受けたことを証明する。

甲乙間で有効なライセンス契約に署名済みである場合は、書面化された当該ライセンス契約が優先し、本契約対象ソフトウェアの使用に適用されるものとする。

本契約は、サイトライセンス（例：オーナー・オペレータ向け SmartPlant Fusion サイトライセンス、オーナー・オペレータ向け SmartPlant Enterprise サイトライセンス、およびオーナー・オペレータ向け SmartPlant Foundation サイトライセンス等）には適用されない。サイトライセンスには別途の書面契約が適用される。

Process, Power & Marine （「甲」）ソフトウェア製品向けソフトウェアライセンス契約

乙はソフトウェア製品インストールの前に以下の条件をよくお読みください。本ソフトウェアライセンス契約は甲乙間の法的書類であり、その対象は納品時に本ソフトウェアライセンス契約が添えられた甲ソフトウェア製品である。本ソフトウェア製品のインストール、複製、ダウンロード、アクセスまたはその他の形での使用により、乙は本ソフトウェアライセンス契約（「本契約」）の条件の拘束を受けることに合意するものである。当該条件に合意できない場合は、乙は速やかに本パッケージを返却し、払戻を受けるものとする。

ライセンス

甲は、乙の社内利用に厳格に限定し、かつ本契約を厳守することを条件に本ソフトウェア製品を乙に提供し、かつそのライセンスを許諾するものである。乙は、自らが意図する成果を得るための本ソフトウェア製品の選択、ならびに本ソフトウェア製品のインストール、使用および成果について、責任を引き受ける。本ソフトウェア製品は Hexagon Group 会社である甲、または該当する第三者の専有製品であり、著作権法および国際条約の保護対象である。本ソフトウェア製品またはその複製物、修正もしくは混合部分の権原は常に Hexagon Group 会社である甲、または当該第三者に帰属するものとする。乙はライセンスの対象であり販売対象ではない。本契約に明記された場合を除く本ソフトウェア製品のローディング、使用または稼働は不正行為であり、適用がある著作権法および国際条約の違反に該当する。

定義

- a) 「同時使用」とは、一度にソフトウェアライセンスにアクセスできるユーザーが一人ではあるが、特定の個人に当該アクセスが制限されている訳ではないことをいう。
- b) 「日」の判定は SPLM サーバー設置地域の時間帯によるものとし、グリニッジ標準時午前 12:00:00（24 時間表示で午前 00:00:00）に開始し、同午後 11:59:59（24 時間表示で午後 23:59:59）に終了するものとする。
- c) 「ドキュメンテーション」とは、電子的形式または印刷物形式のいずれかを問わず、甲が乙に提供する具体的な本ソフトウェア製品に添えて届けられるユーザー・ガイド、インストール・ガイド、リファレンス・ガイド、管理者ガイド、カスタマイゼーション・ガイド、プログラマー・ガイド、コンフィギュレーション・ガイド、およびヘルプ・ガイドをいう。上記ドキュメンテーションは、必ずしも全てが甲の提供になる個々の本ソフトウェア製品に添えられるとは限らない。
- d) 「EPC」とは、乙からエンジニアリング、調達および工事業務を受託する会社をいう。
- e) 「Hexagon Group 会社」とは、スウェーデン法人である Hexagon AB が直接または間接的に支配する会社をいう。
- f) 「本ジャーナル・ファイル」とは、SPLM が生成する暗号化されたバイナリーファイルのうち、甲ソフトウェア・アプリケーションのライセンス使用をキャプチャーするものをいう。SPLM によって本ジャーナル・ファイルは自動的に生成され、新しい本件キーがインストールされる都度、新規の本ジャーナル・ファイルが作られる。本ジャーナル・ファイルが表示するものは、個々の甲アプリケーション・ライセンスの使用開始時および使用終了時、当該使用の日、使用される SPLM、SPLM がその上で稼働するサーバー、ライセンスにアクセスするユーザー用のコンピュータ id、ならびにライセンスにアクセスする人用のコンピュータ id である。
- g) 「本件キー」とは、許諾コード、または本契約に基づきライセンスされたソフトウェアの認証のためにコンピュータに添えられたハードウェアデバイス（ dongle ）をいう。本ソフトウェア製品が機能するには、その各コピーにキーに含まれる使用可能なライセンスがなければならない。
- h) 「乙」とは甲が本ライセンスを許諾した相手先の個人または単一事業者をいう。

- i) 「オーナー・オペレータ」とは、販売予定製品を製造する生産施設の所有および／または運営事業者をいう。オーナー・オペレータの主要業務は、生産施設の稼働、維持、および最適化であり、当該目的のためのプラント・エンジニアリングおよび設計活動が付随的（運営費の10%未満である場合をいう）に含まれることがある。生産施設の設計、エンジニアリング、建築、製造を業として行う事業者はオーナー・オペレータとしてはみなさない。
- j) 「人」とは、個人、パートナーシップ、リミテッド・パートナーシップ、会社、法人、政府、政府機関、政府省庁もしくは政府外郭団体、または法人格なき事業体をいう。
- k) SmartPlant ライセンス・マネジャー（「SPLM」）とは、特定の甲ソフトウェア製品に向けたアプリケーション・ソフトウェア製品について、そのライセンス使用の管理と追跡を行うクライアント・ライセンシング・マシン・ソフトウェアをいう。
- l) 本ソフトウェア製品は、甲コンピュータ・ソフトウェアおよび本ソフトウェアライセンス契約に伴って提供されるファイル、ディスク、CD-ROM その他媒体の全てのコンテンツを含み、これには、本ソフトウェア製品のテンプレート、データ、印刷資料および「オンライン」または電子的ドキュメンテーション、全ての複製物、ならびにあらゆるアップグレード、修正版、および更新版（これは本ソフトウェア製品が現行のソフトウェア保守サポート契約の対象であれば提供されるものとする）を含む。
- m) 「ユーザー」とは、乙およびその正規従業員をいう。

ライセンス許諾。 本契約は乙に対して以下の非独占・譲渡不能ライセンスのうち、いずれか一つを許諾する。どの種類のライセンスが許諾されるのかは、販売見積書に添付される販売ガイド目および／または価格表内容説明ページ、および本ソフトウェア製品に含まれる「Software インストール・シリアル番号」書類に表示される。

- a) 「標準同時使用ソフトウェア（Standard Concurrent-use software）」は、製品説明欄で CS と表示される。CS ソフトウェアの個々のライセンス毎に、1日当たり連続する12時間を上限として、ライセンス対象となる本ソフトウェア製品の同時使用が許可される。CS ソフトウェア製品の個々のライセンス毎に、特定された種類のワークステーションおよびオペレーティング・システム上での一回の同時使用が許可される。乙が本ソフトウェア製品を対象に複数ライセンスを持つ場合は、乙はいつでも保有ライセンス数の分だけ、使用中本ソフトウェア製品のコピーを持てるものとする。CS ソフトウェアが一基のワークステーションまたは遠隔アプリケーション・サーバー上での実行を目的としてメモリーにロードされたときに、使用回数を一回として数える。本ソフトウェア製品の予想ユーザー数が対応するライセンス数を超えるときは、乙は、本ソフトウェア製品の同時使用者数がライセンス数を決して越えないような合理的な機構もしくはプロセスを備えなければならない。
- b) 「拡張同時使用ソフトウェア（Extended Concurrent-use software）」は、製品説明欄で CX と表示される。CX ソフトウェアの個々のライセンス毎に、1日当たり連続する24時間を上限として、ライセンス対象となる本ソフトウェア製品の同時使用が許可される。CX ソフトウェア製品の個々のライセンス毎に、特定された種類のワークステーションおよびオペレーティング・システム上での一回の同時使用が許可される。乙が本ソフトウェア製品を対象に複数ライセンスを持つ場合は、乙はいつでも保有ライセンス数の分だけ、使用中本ソフトウェア製品のコピーを持てるものとする。CX ソフトウェアが一基のワークステーションまたは遠隔アプリケーション・サーバー上での実行を目的としてメモリーにロードされたときに、使用回数を一回として数える。本ソフトウェア製品の予想ユーザー数が対応するライセンス数を超えるときは、乙は、本ソフトウェア製品の同時使用者数がライセンス数を決して越えないような合理的な機構もしくはプロセスを備えなければならない。
- c) 「EPC 向け同時ホスティング対応使用ソフトウェア（Concurrent Hosted Use Software for EPC）」は、製品説明欄で CH-EPC と表示される。CH-EPC ライセンスはリース形式でのみ利用可能であり、次の各号のいずれかを可能とするものである。
 - 1) 乙と共にプロジェクトを担当している人が、当該プロジェクト向け使用を予定する乙のコンピュータ・インフラ上に置かれた甲ソフトウェア製品について、その乙のインスタンスにアクセスするために、甲および乙の書面許可を得たうえで、乙のコンピュータ用インフラ上で CH-EPC ライセンスを使用すること

または

- 2) 乙が、甲および他の人の書面許可を得たうえで、乙のコンピュータ・インフラ上に置かれた甲ソフトウェア製品の他の人のインスタンス上で、当該人の CH-EPC ライセンスにアクセスすること。但し、乙が当該人と共にプロジェクトを担当しており、かつそれが CH-EPC ライセンスの使用目的であることを条件とする。

個々の CH-EPC ライセンスは1日24時間にわたり本ソフトウェア製品の同時使用を可能とする。個々の CH-EPC ライセンスは、乙または他の人のコンピュータ・インフラ上に置かれた甲ソフトウェア製品の乙または他の人のインスタンス上での一回の同時使用を許可する。乙または他の人が本ソフトウェア製品向けの複数の CH-EPC ライセンスを持つときは、乙または他の人はいつでも保有ライセンス数の分だけ、本ソフトウェア製品のライセンスを持てるものとする。CH-EPC ライセンスが一基のワークステーションまたは遠隔アプリケーション・サーバー上での実行を目的としてメモリーにロードされたときに、使用回数を一回として数える。

CH-EPC ライセンスは、リース期間が終了した時、または乙もしくは他の人がプロジェクトにおいて、乙もしくは他の人向けのサービスを停止した時、または CH-EPC ライセンスが乙もしくは他の人のコンピュータ・インフラから撤去された時、これらのうち一番早い時に終了する。

- d) 「オーナー・オペレータ向け同時ホスティング対応使用ソフトウェア（Concurrent Hosted Use Software for Owner/Operators）」は、製品説明欄で CH-O/O と表示される。CH-O/O ライセンスはリースまたは永久ライセンスのいずれかの形式で利用可能であり、次の各号のいずれかを可能とするものである。

乙の所有および/または運営施設における/のための作業を担当している人が、同施設での作業向け使用を予定する乙のコンピュータ・インフラ上に置かれた甲ソフトウェア製品について、その乙のインスタンスにアクセスするために、乙のコンピュータ用インフラ上で CH-O/O ライセンスを使用すること

個々の CH-O/O ライセンスは 1 日 24 時間にわたり本ソフトウェア製品の同時使用を許可する。個々の CH-O/O ライセンスは、乙のコンピュータ・インフラ上に置かれた甲ソフトウェア製品の乙のインスタンス上での一回の同時使用を許可する。乙または他の人が本ソフトウェア製品向けの複数の CH-O/O ライセンスを持つときは、乙または他の人はいつでも保有ライセンス数の分だけ、本ソフトウェア製品のライセンスを持てるものとする。CH-O/O ライセンスが一基のワークステーションまたは遠隔アプリケーション・サーバー上での実行を目的としてメモリーにロードされたときに、使用回数を一回として数える。

乙は、すべての CH-O/O ライセンスを乙のコンピュータ・インフラ内にホスティングするものとする。乙のすべての CH-O/O ライセンスは、乙の非 CH-O/O ライセンスとは別に SmartPlant ライセンス・マネジャー（SPLM）サーバー上に保管されなければならない。上記限定に関わらず、SmartPlant Foundation 指名ユーザー・ライセンスには別のサーバーは必要とされない。

CH-O/O リース・ライセンスは、リース期間が終了した時に終了する。

- e) 「サーバー・ソフトウェア」は、製品説明欄で VR と表示される。個々の VR ソフトウェア向けライセンスは、VR ソフトウェアのコピー 1 部をハードディスク上に保存し、特定された種類のネットワーク・サーバーおよびオペレーティング・システム上での実行を目的としてメモリーにロードすることを許可する。個々の VR ソフトウェア向けライセンスは、指定された人数のユーザーがネットワーク・サーバー上で本ソフトウェア製品に同時にアクセスすることを許可する。乙は、どの時点においても VR ソフトウェアに同時にアクセスできる人数がライセンス対象ユーザー数を決して越えないように手配する責任を負う。
- f) 「シングルユース・ソフトウェア」は、製品説明欄で SU と表示される。個々の SU ソフトウェア向けライセンスは、コピー 1 部をハードディスク上に保存し、指定された 1 基のワークステーションおよびオペレーティング・システム上での実行を目的としてメモリーにロードすることを許可する。乙は、SU ソフトウェアの別の 1 基のワークステーションへの移設は、最初のワークショップからそれが完全に撤去されない限り決して行われないう手配する責任を負う。
- g) 「指名ユーザー・ソフトウェア」は、製品説明欄で NU と表示される。指名ユーザーとは、乙の従業員のうち、本ソフトウェア製品および本ソフトウェア製品関連プログラムを本ライセンス契約の条件に基づいて指定システム上で使用できる権限が乙により与えられている者として定義される。その際、対象個人がどの時点であれ、本ソフトウェア製品プログラムを積極的に使用しているか否かは問わない。指名ユーザー数は、単純に本ソフトウェア製品へのアクセスが与えられている人数を数えることで決定される。
- h) 「バンドル・ソフトウェア製品」 本ソフトウェア製品の中にはバンドル品としてライセンスが提供されるものがある。本ソフトウェア製品がバンドル品であることは特定の部品番号で示され、当該番号に対応する価格表の製品説明欄に本ソフトウェア製品がバンドル品としてライセンスされる旨が表示される。バンドル品としてライセンスされた本ソフトウェア製品は、どのような組合せでも使用可能とするが、いかなる時点においても、本ソフトウェア製品の累計使用数は、ユーザーが購入したバンドルライセンスの本数を超えないものとする。必ずしも全ての本ソフトウェア製品がバンドル品としてライセンス対象となる訳ではない。バンドル品として販売された本ソフトウェア製品も、依然として本契約に含まれる標準的なライセンス種類（例：CS または CX）の適用を受ける。
- i) 「プロセス・ラン・ソフトウェア」は、製品説明欄で PR と表示される。PR ライセンスは、起動対象の単一プロセスが続く限り継続する。起動された個々のアプリケーション・プロセス毎に、追加の PR ライセンスが必要とされる。PR ライセンスは起動された時点でその使用があったものとしてみなす。

**前第 e 号および第 g 号の文言は、SmartPlant Foundation ソフトウェアのトークン版を除いて適用されるものとする。
SmartPlant Foundation ソフトウェアのトークン版のライセンスは以下の通りとする：**

- a) トークン型アプリケーションは「サーバー・ソフトウェア」としてライセンスされる。サーバー・ソフトウェア向けの個々のライセンスは、サーバー・ソフトウェアのコピー 1 部をハードディスク上に保存し、特定された種類のネットワーク・サーバーおよびオペレーティング・システム上での実行を目的としてメモリーにロードすることを許可する。トークン型アプリケーションはローカル・ユーザー・ノード（例：パソコン、ワークステーション等）上にクライアント型ソフトウェアをインストール

ールすることを必要とすることがある。当該クライアント型ソフトウェアは、無制限のユーザー・ノード数にてインストールできる。これらのユーザー・ノードを介した SmartPlant Foundation トークン型アプリケーションへのアクセスには以下のアクセス機構が必要である：

- (i) 「一日トークン」は、サーバー・ソフトウェアへの 12 時間（クロック時間）を上限とする連続アクセスを可能とするアクセス機構であり、当該時間経過後は、別の一日トークンが必要となるものである。一日トークンは購入型モデルにおけるアクセス機構として利用される。

乙およびユーザーは次のことが行えるものとする：

- 1) 乙がライセンスに基づいて本ソフトウェア製品を使用する際のバックアップに目的を限定して、本ソフトウェア製品を機械読み取り形式または印刷物形式でコピーすること；
- 2) 甲ソフトウェア譲渡方針記載の通り、本ソフトウェア製品およびライセンスを乙社内にて移転すること（社内移転）。甲ソフトウェア譲渡方針の写しは求めがあれば提供される。乙が本ソフトウェア製品のシートを移転するときは、乙は同時に移転対象となるシートの全てのコピー、修正または混合部分を、形式の如何を問わず、同じ相手に移転するか、または移転対象外となったものを破棄するか、いずれかの措置を取らなければならないものとする。ここにいう「社内」には、乙本体の社内、または移転元事業者が 50%以上の持分を有する会社・組織の「社内・組織内」が含まれる；
- 3) 教育用ライセンスが許諾された場合において、甲教育ポリシーのみに従って本ソフトウェア製品を使用すること。本ポリシーの写しは求めがあれば提供される。
- 4) 乙は SPLM ライセンスの本件キーを仮想化された環境にてインストールできるものとする。但し、仮想化された環境が SPLM ライセンスの本件キーの複製防止用の安全機能が設定されている場合とする。

乙は、本ソフトウェア製品のいずれかのコピー、修正または一部が他のソフトウェア・プログラムに混合されたときは、著作権表示も転記してその中に含めなければならないものとする。

乙およびユーザーは次のことは行えないものとする：

- 1) 本ソフトウェア製品およびライセンスを他の会社もしくは事業者に移転すること（社外移転）。本契約に明文で定められた場合を除き、本ソフトウェア製品のいずれかのコピー、修正または混合部分の占有を乙が他の当事者に移転した場合、ライセンスは自動的に終了する。
- 2) 本ソフトウェア製品のソースコード、ユーザー・インターフェイスの背景技術、またはアルゴリズムについて、手段の如何、または直接か間接かを問わず、それらのリバースエンジニアリング、逆コンパイル、逆アセンブルを行うこと、もしくは他の方法でそれらを割り出そうと試みること、またはそれらを開示すること。但し、欧州連合の適用法規に基づき、本ソフトウェア製品に必要な他のソフトウェア・プログラムとの稼働性実現のために、逆コンパイルが明確に認められていて、かつ乙がまず甲に対して当該稼働性実現に必要な情報の提供を要請したものの、甲が当該情報を提供しなかった場合はこの限りではない。甲は、当該情報の提供に先立ち、合理的な条件を課し、合理的な料金を請求できる権利を有する。本契約に基づき認められるところに従って甲が提供するか乙が入手した情報は、本契約記載の目的に限定して乙が利用できるものとし、第三者への開示や、本ソフトウェア製品の表現と実質的に同様のソフトウェアの作成のための使用はできないものとする。互換性に関する欧州連合内ユーザーからの情報請求については、甲の現地事務所を担当するサービス・グループに対して直接なされるか、または、 305 Intergraph Way, Madison, AL 35758 の Hexagon PPM 宛てに書面にてなされるものとする。
- 3) 本契約に明文にて定めがある場合を除き、本ソフトウェア製品またはそのコピーもしくは混合部分の全部または一部の使用、複製、修正、売却または移転すること。
- 4) ライセンシング、本件キー、ファイルおよび／またはポリシーを免れようとする。
- 5) 乙のコンピュータ・インフラ上に置かれた甲ソフトウェア製品への他の人または他の人の従業員のアクセスを許容すること。但し、甲が乙に対して当該行為について書面許可を与え、かつ甲ソフトウェア製品にアクセスする他の人が当該アクセスについて CH-EPC または CH-O/O ライセンスを有している場合はこの限りではない。
- 6) 特定のプロジェクトのために CH-EPC ライセンスがインストールされているライセンス・サーバー（SPLM）上で、他のプロジェクトのために CH-EPC ライセンスをインストールすること。
- 7) 同じ SPLM サーバー上で、CH-EPC および／または CH-O/O ライセンスを他の種類のライセンスと混ぜること。

SmartPlant Foundation ライセンスについては、前第 1 号から第 5 号までの禁止項目のみが適用される。

追加ライセンス制限

本ソフトウェア製品の中には、追加のライセンス制限を設けるものがあり（なお当該制限はこの引用により本契約に組み込まれるものである）、これは販売見積書に添付される価格ページに含まれるか、次のウェブサイトでご覧いただける：

<http://smartsupport.intergraph.com>。 まず「View Downloads

をクリックし、次に「Useful Links」の中の Additional License Restrictions をクリックしてください。

追加情報

a) 本ソフトウェア製品がアップグレード品として購入されるか、ライセンス対象ソフトウェアの旧バージョンのアップデートとして提供されるときは、本ソフトウェア製品は旧バージョンと置き換えられる場合のみ使用可能とし、その際、さらなるライセンスは付与されない。本ソフトウェア製品および旧バージョンは別々にして使用したり第三者に移転したりすることはできないものとする。

b) 本ソフトウェア製品の中には、継続使用のために乙による再登録と本件キーの新規取得が随時必要となるものがある。

データ保護

乙は、以下に関するデータの収集を認め、承諾するものとする。

- a) **本ソフトウェアの不正使用。** 甲はその本ソフトウェア製品の不正使用防止措置を講じている。本ソフトウェア製品には、甲製品の不正なインストールおよび／または使用を探知できるセキュリティ機構が含まれることがある。本ソフトウェア製品の当該不正使用に関連するデータは甲に送信されることがある。当該送信は、本ソフトウェア製品の不正使用があるときに限って行われるものであり、かつ不正使用に関連するデータのみが含まれる。本項によるデータ収集は、限定的な個人情報が含まれることがある。
- b) **ソフトウェア・アナリティクス。** 甲は、ソフトウェアの理解と最適化のために測定、分析、レポートのソフトウェア・アナリティクスを収集する。
- c) **使用状況レポート。** 課金と使用状況を把握するため（特にリース製品について）、甲は使用状況レポートを作成するためのデータを収集する。

a)項による本ライセンスの履行に必要なものを除き、本項による個人データの収集、送信は行わない。本ソフトウェア製品を使用することで、乙は本項に基づくすべてのデータの収集ならびに上記 a)、b)および c)に記載されるデータの甲への送信に合意かつ同意するものである。乙は、その従業員または本ソフトウェア製品にアクセスするサードパーティからすべての必要な開示および同意を得る仕組みが構築されており、それらの者に本ソフトウェア製品の使用を許諾する前に当該同意を得たことを保証するものとする。

監査

甲は、乙によるライセンス対象ソフトウェア製品の使用状況および乙による本契約各条項の遵守状況を乙の通常の業務時間内に監査できる権利を有するものとする。甲は監査に先立ち、乙に対して 30 日の事前書面通知を与えなければならないものとする。監査権の行使は 1 歴年に 1 回に限定される。監査に先立ち、甲の担当者、または甲の指揮下にある第三者要員（該当する場合は、乙が提示する非開示契約に署名するものとする。監査中、乙が所持する記録および乙担当者への合理的なアクセスが与えられるものとする。監査に要する費用は甲が支払うものとする。但し、乙の甲への支払に不足があることが監査結果により明らかになった場合はこの限りではなく、この場合、乙は速やかに甲に対して、当該ライセンス対象ソフトウェア製品を対象に事前に合意した価格でもって当該料金を支払うことに合意し、かつ更に、監査関連費用を全額負担することに合意する。

ドキュメンテーション

甲は購入された本ソフトウェア製品に添えて標準的なオンライン・ドキュメンテーションを提供する。乙は社内利用目的で必要に応じてオンライン・ドキュメンテーションをプリントできる権利を有する。

有効期間

ライセンスは終了されるまで有効に存続する。乙は、本ソフトウェア製品ならびにそのコピー、修正および混合部分全て（その形式を問わない）を破棄することで、いつでもライセンスを解除できるものとする。ライセンスはまた、本契約に別途定める解除条件があれば当該条件に従って終了するものとし、また次の各号の場合にも終了するものとする： (i) 乙が本契約のいずれかの条項の遵守を怠った場合； (ii) ライセンス対象ソフトウェア製品もしくはそのコピー、派生組み込み要素について、その占有の不正移転、(iii) 本ソフトウェア製品の保護デバイス（もしある場合）もしくは本契約の迂回行為、または (iv) 適切なライセンス料の乙による不払い。本契約が終了して時点で、乙は、本ソフトウェア製品を全てのコピー、修正および混合部分（その形式は問わない）と共に甲に返却するか、それらを破棄することに合意する。

甲の保証

甲は、本ライセンスの許諾権を有していることを表明しかつ保証する。乙が本ライセンスを購入した際に、現地の販売事業者が追加保証を提供している可能性がある。当該保証については、本ライセンスの現地販売事業者のみが責任を負うものであり、甲はこれについては一切責任を放棄する。

賠償責任の否認

本契約に定められた場合を除き、甲は本ソフトウェア製品については、明示か黙示かを問わず、いかなる表明または保証（商品性および特定目的適合性の黙示保証を含む）も行わない。

本契約に適用される法律のもとで明示または黙示保証の上記否認が無効となる場合は、甲は当該法が認める最大限の範囲で明示または黙示保証を否認する。

損害の限定

いかなる場合も甲または HEXAGON GROUP 会社は、直接損害、間接損害、派生的損害、特別損害または懲罰的損害（使用もしくは生産の損失、収益もしくは利益の損失、データの損失、または第三者の請求を含むがこれらに限定されない）については、たとえ甲が当該損害の可能性について知らされていたとしても責任を負わないものとする。

いかなる場合も、本契約に基づく甲または HEXAGON GROUP 会社の責任は、請求が提起された時点において乙が本契約に基づいて甲に対してそれまで支払っていた金額を越えないものとする。適用法規が禁止していない限り、本契約から生ずるか本契約に関連するいかなる請求（形式の如何を問わない）も、訴訟となった事由が発生した時から2年を越えた時点で乙がこれを提起することはできないものとする。

本契約に適用される法律のもとで本契約のいずれかの部分が無効とされた場合、甲および HEXAGON GROUP 会社は、当該法が認める最大限の範囲でその責任を限定するものとする。

輸出管理

Intergraph Corporation の本ソフトウェア製品および Intergraph Corporation、その子会社または販売代理店から入手したソフトウェア製品（当該製品に関連するあらゆる技術データを含む）（「技術データ」）には、米国の輸出管理法令が適用される。米国法に反する転用は禁じられる。米国法または他の適用法が禁止する限り、これら本ソフトウェア製品および Intergraph Corporation、その子会社もしくは販売代理店から入手したソフトウェア製品、技術データ、およびそのいずれかの派生物は、以下に対して直接または間接的（リモートアクセス経路を含む）に輸出または再輸出されないものとする。

- a. キューバ、イラン、北朝鮮、ウクライナのクリミア地域もしくはシリア、またはこれらの国またはテリトリーの国民；
- b. 米国商務省の禁輸対象者・組織および未証明者リスト(Denied Persons, Entities, and Unverified Lists)、米国財務相の特別指定国民リスト(Specially Designated Nationals List)、米国国務省の排除リスト(Debarred List)（https://build.export.gov/main/ecr/eg_main_023148）を含め、それに限定されない米国政府の取引禁止対象者として記載されている者または組織。
- c. 本ソフトウェア製品および Intergraph Corporation、その子会社もしくは販売代理店から入手したソフトウェア製品の最終用途がミサイル、化学、生物または核兵器の設計、開発、生産または使用であること、または安全が確保されていないか微妙な原子力関連用途であることを乙が知っているか、または知る理由がある場合、その相手の組織。
- d. 不正の再出荷が行われることを乙が知っているか、または知る理由がある場合、その相手の組織。

これら本ソフトウェア製品および Intergraph Corporation、その子会社もしくは販売代理店から入手したソフトウェア製品の輸出または再輸出に関する質問は、Hexagon PPM の Export Compliance Department, 305 Intergraph Way, Madison, Alabama 35758 USA または exportcompliance@intergraph.com に問い合わせるものとする。本契約記載の輸出制限の乙またはユーザーによる違反により甲が何らかの訴訟、請求、コスト、経費および／または損害を被った場合、乙は、甲に害を与えず、これを補償するものとする。

一般条項

SPLM ジャーナル・ファイル：乙は SPLM が生成した本ジャーナル・ファイルを毎月甲に提供するものとし、その際は SPLM の一部として甲が提供した自動化設備を利用するものとする。

米国連邦政府の一機関もしくは省庁を直接または間接的に代行して本ソフトウェア製品を入手するときは、この条項が適用される。民生部門の代行者の場合：本ソフトウェア製品は、民間企業の経費負担で開発されたものであり、連邦調達規則（「FAR」）およびその後継規則の第 52.227-19 項「民生用コンピュータ・ソフトウェア - 制限付き権利」条項第(a)号から第(d)号までの規定に

従った制限付き権利を伴う形で提出される「制限付きコンピュータ・ソフトウェア」に該当し、一般には未公開のものであり、かつ全ての権利は米国著作権法に基づき留保されている。国防省帰属機関の場合：本ソフトウェア製品は DFARS 252.227-7014 が定義する「民生用コンピュータ・ソフトウェア」に該当し、政府が有する権利は DFARS 227.7202-3 に記載の通りである。

本契約に明文にて定めがある場合を除き、ライセンスまたは本ソフトウェア製品をサブライセンス、譲渡または移転しようとする試みは無効である。

可能な限り、本契約の各条項および各関連文書は適用法の下で有効であると解釈されるものとする。但し、本契約のいずれかの規定またはいずれかの関連文書が適用法によって禁止または無効であるとされる場合、当該規定は当該禁止または無効化の範囲に限りその効力を失うものとし、当該規定の残り、または本契約もしくは当該関連文書の残りの規定は無効化されないものとする。

本契約からもしくは本契約に関連して、または本契約の違反に関して何らかの紛争または請求が生じた場合、両当事者はまず上級経営陣間の協議を通じて事案を友好的に解決すべく努めることに合意する。万が一、紛争の件が両当事者の上級経営陣に報告された時から 30 日以内に、両当事者が当該紛争、請求、または違反を友好的な手段および／または妥協により解決できない場合は、両当事者は、各自の単独裁量に基づき、拘束力のない仲裁を通じて解決すべく努めることができる。いずれかの当事者が拘束力のない仲裁の結果に満足しないときは、当該当事者は本契約で選択される法域の裁判所を介した法的手段に訴えることができるものとする。いずれの当事者も、まず紛争を交渉および調整により解決すべく試みた上で、調停が打ち切られるか、または相手方当事者が調停への参加を拒否する事態に至らない限り、本契約から生ずる紛争に関連する訴訟を提起できないものとする。本項記載の期間は、紛争の根拠となった事態の時効到来を回避する目的に限り、短縮できるものとする。

本契約はアラバマ州法に準拠するものとする。本契約から生ずるか、本ソフトウェア製品に関連する紛争については、その専属管轄と裁判地は、アラバマ北部地区連邦地方裁判所北東部またはアラバマ州マディソン郡巡回裁判所のいずれかとする。両当事者は、本契約の解釈または強制執行に関して、国際連合国際商取引法委員会および国連国際物品売買条約の適用を放棄する。

乙は、本ソフトウェア製品およびドキュメンテーションの全ての機密を保持し、本契約に具体的な定めがない限り、本ソフトウェア製品を乙のいかなる事業提携先および第三者にも売却、移転、貸与または開示しないことに合意する。

万が一乙が本契約に関する疑問を抱いたときは、甲の現地事務所に連絡を取るか、Hexagon PPM, 305 Intergraph Way, Madison, AL 35758 宛てに書面にて問い合わせるものとする。

サポート・サービス

ライセンスされた本ソフトウェア製品の保守は、甲の標準保守オプションと当該時点の現行の「ソフトウェア保守サポート契約」に従って別途料金で提供可能である。なお要請があれば同契約の写しが提供される。リファレンス・データの保守サービスは甲の標準ソフトウェア保守サポート契約には含まれない。

甲の現行の保守オプションに関する情報については現地の販売担当者に連絡されたい。

オープンソース・ソフトウェア

製品の中にはオープンソース・ソフトウェアを含むものがあり、これは該当するオープンソース・ライセンス契約の条件に基づいてライセンスされる。オープンソース・ライセンサーが特にオープンソース・ソフトウェアを対象として提供する権利は、本ソフトウェアライセンス契約に含まれるいかなる条項によっても、何ら制限されないものとする。しかしながら、本ソフトウェアライセンス契約が許諾する権利よりも広い権利が許諾されている場合は、当該権利はオープンソース・ソフトウェアの構成部分にのみ適用があるものとする。該当する本ソフトウェア製品の「About Box」または「Readme File」に追加のオープンソース・ライセンスについての追加情報が掲載されることがある。

オープンソース・ソフトウェアは「現状有姿」条件にて提供され、いかなる種類の明示または黙示の保証（商品性、特定目的適合性および非侵害の保証を含むがこれらに限定されない）も伴わない。いかなる場合も、甲、オープンソース・ソフトウェアの原作者または著作権保有者は、オープンソース・ソフトウェアまたはオープンソース・ソフトウェアの使用もしくは他の取扱いから生ずるかそれらに関連するいかなる請求、損害または他の責任についても、その根拠が債務不履行、不法行為その他いずれにかかると問わず、責任を負わないものとする。

甲の本ソフトウェア製品を対象にした損害賠償責任の上記限定にも関わらず、いかなる場合も、甲、著作権保有者またはオープンソース・ソフトウェアのライセンスが許諾するとおりに当該オープンソース・ソフトウェアの修正および／または移譲を行う他の当事者は、オープンソース・ソフトウェアの使用もしくは使用不能から生ずる一般損害、特別損害、付随的損害または派生的損害を含む損害（データの損失もしくは不正確となったデータ、もしくは乙もしくは第三者が被った損失もしくはオープンソース・ソフトウェアが他のプログラムと共に動作しないことを含むがこれらに限定されない）については、たとえ甲、当該保有者または他の当事者が当該損害の可能性について知られているとしても、乙に対し責任を負わないものとする。

オープンソース・ソフトウェアに対する上記の保証否認および責任限定が、当該条件に従った法的効果を現地において持たない場合、審理を担当する裁判所はオープンソース・ソフトウェアに関連する民事上の責任を絶対に放棄することに極力近い効果を備

える現地法を適用するものとする。但し、オープンソース・ソフトウェアのコピーに保証または責任の引受が添えられている場合はこの限りではない。

前各項のいずれの条項も、本ソフトウェア製品全体について本ソフトウェアライセンス契約が述べる保証内容に何ら影響を及ぼすものでもない。

以下の追加文言は特定の甲ソフトウェア製品のライセンスの場合に適用される

実行回数限定ライセンス。 特定の甲ソフトウェア製品のうち eLicense でそのように指定されているものについては、実行回数限定ライセンスが利用可能である。実行回数限定ライセンスは、解析計算の実行回数が規定数に達すると失効する。例えば、CAESAR II においては、解析は個々の静的または動的なパイプストレス計算として定義されている。実行回数限定ライセンスは計算数 50 回の整数倍の単位で販売される。

CAESAR II、PV Elite、CADWorx Design Review、CADWorx Design Viewer、CodeCalc ソフトウェア製品。 CAESAR II、PV Elite、CADWorx Design Review、CADWorx Design Viewer、および CodeCalc のユーザーに対しては本契約をもって次の告知が行われる。すなわち、Tech Soft 3D, L.L.C., 931 Ashby Ave., Berkeley, CA 94710 (「Tech Soft 3D」) については、本契約が CAESAR II、PV Elite、CADWorx Design Review、CADWorx Design Viewer、および／または CodeCalc のユーザーによる本ソフトウェア製品の使用に関連する条項を含む場合、その限りにおいて Tech Soft 3D が本契約の第三者受益者であること。当該条項は明確に Tech Soft 3D の利益のために設けられるものであり、甲に加えて Tech Soft 3D による強制執行が可能なものである。

CAESAR II および CADWorx Design Review ソフトウェア製品。 CAESAR II および CADWorx Design Review は、Autodesk, Inc. による Autodesk® RealDWG (copyright © Autodesk, Inc. All rights reserved.) を含む。Autodesk, Inc., 111 McInnis Parkway, San Rafael, California 94903 (「Autodesk」) は、本ソフトウェア製品が RealDWG を含み、かつ本契約の条項が乙による RealDWG を含む本ソフトウェア製品の使用に関連する限り、本契約の第三者受益者である。当該条項は明確に Autodesk の利益のために設けられるものであり、甲に加えて Autodesk による強制執行が可能なものである。

商標。 AutoCAD、ObjectARX、および RealDWG は Autodesk の商標である。HOOPS は Tech Soft 3D, L.L.C. の商標である。他の商標はそれぞれの所有者の財産である。

以下の追加文言は SMARTPLANT ELECTRICAL DETAILED AND SIGGRAPH ソフトウェア製品のライセンスの場合に適用される

SmartPlant Electrical Detailed and the sigraph ソフトウェア製品は Progress ソフトウェアを含む。この第三者ソフトウェアは第三者ライセンスの条件に従って甲および乙にライセンスされている。甲は、乙の要請があれば、本ライセンスの写しを提供するものとする。SmartPlant Electrical Detailed and the sigraph ソフトウェア製品に組み込まれた Progress/ObjectStore ソフトウェアは、SmartPlant Electrical Detailed and the sigraph ソフトウェア製品と共に、または同製品の一部としてのみ使用できるものとする。

以下の追加文言は SMARTPLANT CONSTRUCTION ソフトウェア製品のライセンスの場合に適用される

SmartPlant Construction ソフトウェア製品は Business Objects ソフトウェアを含む。この第三者ソフトウェアは第三者ライセンスの条件に従って甲および乙にライセンスされている。甲は、乙の要請があれば、本ライセンスの写しを提供するものとする。SmartPlant Construction ソフトウェア製品に組み込まれた Business Objects/Crystal Reports Runtime Product ソフトウェアは、SmartPlant Construction ソフトウェア製品と共に、または同製品の一部としてのみ使用できるものとする。

「ランタイム製品」とは、本製品と共に提供される RUNTIME.TXT ファイルに明記されたバージョンの特化したファイルおよびアプリケーション・プログラム・インターフェイス (APIs) をいう。

乙はランタイム製品またはレポート・ファイル (.RPT) フォーマットの修正、逆アセンブル、逆コンパイル、翻訳、翻案またはリバースエンジニアリングは行わないことに合意する。

乙はランタイム製品をいかなる第三者にも配布しないことに合意する。

乙はランタイム製品を、Business Objects 製品群と全般的に競合する販売用製品の創作のためには使用しないことに合意する。

乙はランタイム製品を、レポート・ファイル (.RPT) フォーマットを、汎用のレポート記入、データ解析またはレポート交付製品で BUSINESS OBJECTS の財産ではないものが使用する代替のレポート・ファイル・フォーマットに変換する販売用製品の創作のためには使用しないことに合意する。

乙は本製品をレンタルまたはタイムシェアの形式では使用せず、また第三者向けのサービス・ビュロー設備運営の目的では使用しないことに合意する。

BUSINESS OBJECTS およびそのサプライヤーは、明示または黙示のあらゆる保証（商品性、特定目的適合性、および第三者の権利の非侵害の保証を含むがこれらに限定されない）を排除する。**BUSINESS OBJECTS** およびそのサプライヤーは、本契約に基づきまたは本ソフトウェアに関連して発生するあらゆる直接損害、間接損害、派生的損害、付随的損害、懲罰的損害、填補損害その他の損害について、いかなる責任も負わないものとする。

乙は本契約を読了し理解したことを了承し、かつその条件の拘束を受けることに合意する。乙は更に本契約が甲乙間の完全かつ排他的な合意であり、本契約の対象事項に関連する甲乙間の提案事項または従前の口頭もしくは書面の合意事項、および他の連絡事項に優先することに合意する。

Intergraph は Intergraph Corporation の登録商標である。他のブランドおよび製品名は、それぞれの所有者の商標である。甲は不注意による誤りについては責任を負わない。

DDCC318Z0.1

06/17